

政 法 第 5 6 6 号  
答 申 第 4 0 6 号  
平成27年 5月29日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年1月29日付け建不第584号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第504号

平成25年1月10日付けで異議申立人から提起された、平成24年12月13日付け建不第512号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成24年12月13日付け建不第512号で行った行政文書不開示決定に係る処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

特定法人が施工した工事において、不正があったことを通報した情報提供者である異議申立人は国民、納税者としても知る権利がある。

開示を求めている情報は、工事にて公にされているものである。建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）にある施工体制台帳は、責任の所在をはっきりするため、一般に見えるところに掲示したものであるから不開示にはならないはずだ。

不開示理由説明書によれば、建設会社は互いに厳しく選別しあっていると書かれているが、船橋市発注工事のほとんどは、くじ引きにて工事受注している。今、建設業界（発注者も含めて）は悪しき業界と言われているが、それは業界の不正が多すぎるからだ。世の中の不正は公にしなければ、いつまでも悪習として残る。下請けといえども、法に守られ法に従って情報公開を求める自由は有るはずだ。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る処分

平成24年12月13日付け建不第512号により実施機関が行った行政文書不開示決定処分（以下「本件決定」という。）

2 本件行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）に至る背景及び対象と思われる行政文書について

(1) 本件請求について

ア 請求年月日 平成24年11月20日

イ 請求内容

平成24年度の実施機関が特定法人に求めた報告書の全て及び指示の全て（ただし、特定公園の件）

(2) 本件請求に至る背景

ア 特定公園の件について

上記(1)イ「請求内容」ただし書にある特定公園の件は、特定法人が元請負人として船橋市から受注した工事に関して、当該工事の一部を3次下請負人とし

て施工したと主張する本件異議申立人が、本件請求に先立ち、平成24年7月26日及び8月26日付けで、「審査請求書」との名目で文書を実施機関に提出した経緯を指すものと思われる。

当該「審査請求書」との名目で提出された文書では、異議申立人は、本件工事において特定法人が不正行為を行った旨及び特定法人に対し実施機関が監督処分を行うべきとの主張をしている。

#### イ 関係法令

##### ① 報告徴取権

法第31条第1項の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、必要な報告を徴し、又は関係のある場所に立ち入り、検査することができる旨、定められている。

##### ② 監督処分及び行政指導

法第28条では、都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が法等の規定に違反した場合、必要な指示又は営業停止処分を行うことができる旨、定められている。

また、法第41条では、監督処分を行うに至らない軽微な不適法行為を是正させるため、指導、助言又は勧告できる旨、定められている。

#### (3) 対象と思われる行政文書

本件請求の対象は、異議申立人がした不正行為の告知等を契機とし、実施機関が法第31条の規定により報告書を徴した場合、法第28条の規定により監督処分を行った場合、又は法第41条の規定により行政指導を行った場合に実施機関が取得又は作成することとなる行政文書を指すものと思われる。

### 3 不開示の理由について

#### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、本件請求に対し、実施機関が平成24年12月13日付けで行った原処分を不服として、平成25年1月10日付けで提起されたものである。

#### (2) 実施機関の考え

対象と思われる行政文書の存否を答えると、下記(3)に示す通り、千葉県情報公開条例(平成12年12月8日条例第65号。以下、「条例」という。)第8条第3号の規定により不開示としている情報を開示することになり、法人等の権利利益を侵害するおそれがある。

したがって、条例第11条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否した原処分は妥当で、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

#### (3) 理由

##### ア 条例第11条該当性について

条例第11条では、行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する

ことができる旨定められている。

については、対象と思われる行政文書の存否に係る情報（以下、「本件存否情報」という。）が、条例第8条各号に掲げる不開示情報に該当するかどうかについて、以下検討する。

#### イ 条例第8条第3号イ該当性について

上記2（2）イ①報告徴取権で記載したとおり、実施機関は、「特に必要がある」と認めるときに必要な報告を徴することができるのであって、特に必要が無いにもかかわらず、むやみに徴することは許されない。

「特に必要がある」と認めるときとは、例えば、法第3条の建設業許可、法第28条の指示若しくは営業停止又は法第29条の許可取消し等の行政処分の是非を判断するうえで必要がある場合が該当し得る。

このような報告徴取権の性質からいって、仮に、実施機関がある建設業者から報告を徴していた事実が明らかになると、工事発注者と受注者とが互いに厳しく選別し合っている建設市場において、取引の相手方から忌避される等、その建設業者の正当な利益又は競争上の地位を害するおそれがある。

したがって、本件存否情報は、条例第8条第3号イに該当する。

#### ウ 条例第8条第3号ただし書該当性について

条例第8条第3号ただし書では、同号に掲げる不開示情報であっても、人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く旨定められている。

本件存否情報は、特定法人に対し監督処分を行っていたと仮定して、実施機関が特定法人から報告を徴していたかどうかという情報であって、人の生命、健康などの権利利益保護に直接結びつくものではない。

したがって、本件存否情報は、条例第8条第3号ただし書に該当しない。

### 4 異議申立ての理由について

#### (1) 異議申立人の主な主張

異議申立人は、①異議申立人自身が本件建設業者の不正行為を実施機関に告知した情報提供者であり、②国民、納税者としても対象と思われる行政文書の開示を受ける権利を有することを理由として、原処分を取り消すべきであると主張する。

#### (2) 異議申立ての理由に対する実施機関の考え

##### ア 異議申立人が情報提供者であることを理由として開示を受ける権利があると主張している点について

条例に基づく開示請求に対する開示・不開示は、専ら当該対象と思われる行政文書の条例第8条各号該当性によって判断すべきものであって、開示請求人が誰であるかによって判断するものでない。

したがって、異議申立人が情報提供者であるから、開示すべきとの主張に理由はない。

##### イ 異議申立人が国民、納税者として持つ「知る権利」について

かかる主張は、意見としては尊重すべきと思われる。

しかしながら、国民、納税者であることをもって、すべての行政文書の開示を認めてしまえば、開示請求人以外の者の権利利益を害することになる。かかる利害調整のために条例第8条や第11条が定められているのであって、実施機関は、条例に基づき、原処分を行った。その理由は前述のとおりである。

したがって、異議申立人の主張は、異議申立ての理由にはならないと考える。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに調査・審議した結果、以下のとおり判断する。

##### 1 本件異議申立てについて

(1) 本件請求及び本件決定については、第3 実施機関の説明要旨の1及び2のとおりである。

(2) これに対し、異議申立人は、平成25年1月10日付けで、本件決定に係る処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

##### 2 本件請求の対象行政文書（以下「本件対象文書」という。）について

本件請求は、特定法人について、異議申立人の主張する不正行為の告知等を契機とし、実施機関が法第31条の規定により報告書を徴し、法第28条の規定による監督処分をし、又は法第41条の規定による行政指導を行った場合、実施機関が取得し、作成することとなる行政文書を指すものと解される。

##### 3 条例第8条第3号イ該当性について

条例第8条第3号イは、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

本件請求は、特定の法人を名指しして、法違反の疑義があるとの情報に基づき実施機関が行ったであろう上記2の本件対象文書の開示を求めるものである。

本件対象文書の存否を答えることは、特定法人が法違反の嫌疑をかけられ、実施機関が実態調査を行い、監督処分、行政指導を行ったであろうという事実の有無を明らかにするものと認められる。そして、そのことにより、特定法人に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化することが予想されるなど、特定法人の事業活動に支障を及ぼし、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないものである。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、条例第8条第3号イの不開示情報を開示することと同様の結果を生じることとなると認められる。

##### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

##### 5 結論

以上のとおり、本件請求につき、条例第11条の規定により開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 1. 29	諮問書の受理
25. 2. 12	実施機関の理由説明書の受理
26. 12. 24	審 議
27. 1. 28	審 議
27. 2. 24	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成27年 2月24日現在)